

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年1月24日（令和5年（行個）諮問第22号）

答申日：令和5年9月14日（令和5年度（行個）答申第70号）

事件名：本人の申告に係る申告処理台帳等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「審査請求人が令和3年特定月頃に特定労働基準監督署Aに労働基準法違反の件で申告しその後特定労働基準監督署Bで処理が行われている申告処理台帳一式（特定労働基準監督署Bの保有しているもの）事業所名：特定事業場 所在地：特定住所」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、その一部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）76条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和4年8月4日付け東労発総個開第4-247号により東京労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、以下のとおりである。

- (1) 開示決定通知書には不開示とした部分とその理由について「2 不開示とした部分とその理由」において、「法78条2号に該当しかつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、これらの情報が記載されている部分を不開示とした」とあるが、今回一部開示された台帳を見る限りでも事業所は監督官に対し繰り返し事実と異なる報告をしていることを確認しました。
- (2) 私は令和3年のa月以来監督官から度々電話で受ける事実と異なる進捗経過に対して事業所の悪質性（指導を受けたことを現場には隠している。事実と異なり是正したかのように監督官に報告している。会社と現場ぐるみで私に36協定に参加させないように隠していた等）を監督官に再三指摘してきましたが、監督官は事業所の報告内容が事実であるかの確認をせず事実として処理し続け、結果指導から1年以上経過した今

も実態として改善された部分は一部に留まり、私と事業者の間では36協定を締結されず健康診断も実施されず、労災が受理されているにも関わらず事業主側から一方的に解雇の手続きを踏まれました。

- (3) 上記の経緯から黒塗りでマスクングされたり全面不開示とされた開示対象文書の中にも事実でないことが事実として処理されている可能性があり、申告者が確認しなければ事業所の違法行為が放置されることにつながりかねません。
- (4) このことから今回の開示請求は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律7条「行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。」に該当すると思料します。
- (5) 加えて、本開示請求の対象である特定事業場は少なくとも私が入社する以前から現在まで様々な法令違反（36協定がない、特定の化学物質や重量物を取り扱う上で安全衛生法で定められた特殊健診を含む法定健診を一度も実施させない）が放置されており、私は特定年の入社以来安全が確保されない環境下で業務に従事し、在職中である平成30年b月以降特定診療科に通院することとなり現在は特定手帳を所持し自宅療養中となりました。

また、令和3年c月から右肘、右肩、右股関節に痛みを生じることとなり令和4年特定月以降通院加療中です。

後者については現在労災の調査結果を待つ状態ですが、主治医は「既に症状固定の状態」と説明を受けており今後は身体障害者としても行政支援を求めていく立場になりました。

- (6) 私が現在このような傷病を負い就労ができず経済的損失を負った理由として事業所の長年の法令違反が関係すると思料しており、法78条2号ただし書口、及び同条3号に定められた「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に照らし私が申告した複数の法令違反に対して監督署ではどのように処理され、事業所が事実に沿う是正報告をしたかを知る権利を有すると思料します。
- (7) 上記に照らして監督復命書、指導票、是正勧告書、是正（改善）報告書、処遇経過から黒塗りのマスクングを可能な限り外し、また全面不開示とされた開示対象文書を開示することを求めるものです。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、開示請求者として、令和4年6月1日付け（同月6日受付）で、処分庁に対して法76条1項の規定に基づき本件対象保有個

個人情報の開示請求を行った。

- (2) これに対して処分庁は、令和4年7月5日付け東労発総個開第4-247号により開示決定等の期限を延長した上で、原処分を行ったところ、審査請求人がこれを不服として、令和4年10月25日付け（同月26日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求について、原処分において不開示とした部分のうち、一部については新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

(略) 文書3の①及び4の①については、審査請求人個人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない。

なお、仮に文書3の①及び4の①が保有個人情報に該当すると判断された場合においても、下記(2)のイ及びエに記載のとおりであり、不開示情報に該当する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 申告処理台帳及び申告処理台帳続紙（文書1）

労働基準法等関係法令では、労働者は、事業場に同法令の違反がある場合においては、労働基準監督官に申告することができることとされている。労働基準監督官が申告を受理した場合、対象となる事業場に対し臨検監督等の方法により、労働基準法等関係法令違反の有無を確認し、違反等が認められた場合には、その是正を指導しているところであるが、申告処理台帳は、かかる申告事案の処理状況及びその経過が記載された文書である。

申告処理台帳には、一般的に「受理年月日」、「処理着手年月日」、「完結年月日」、「完結区分」、「申告処理台帳番号」、「受付者」、「担当者」、「被申告者の事業の名称」、「同所在地」、「同事業の種類」、「同事業の代表者」、「申告者の氏名」、「同住所」、「同事業場内の地位」、「申告事項」、「申告の経緯」、「申告事項の違反の有無」、「倒産による賃金未払の場合の認定申請期限」、「違反条文」、「移送の場合の受理監督署及び処理監督署」、「処理経過直接連絡の諾否」、「付表添付の有無」、「労働組合の有無」、「労働者数」及び「申告の内容」等が記載されている。

また、申告処理台帳続紙には、一般的に、「処理年月日」、「処理方法」、「処理経過」、「措置」、「担当者印」、「副署長・主任（課長）印」及び「署長判決」等が記載されている。

文書1の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されている。当該情報は、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、文書1の①には、当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署（以下「労働基準監督署」は、「監督署」という。）に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法78条5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法78条2号、3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号及び7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

イ 監督復命書（文書2）

監督復命書は、労働基準監督官が事業場に対し臨検監督等を行った際に、事業場ごとに作成される文書であり、一般的には、監督復命書の標題が付され、「完結区分」、「監督種別」、「整理番号」、「事業場キー」、「監督年月日」、「労働保険番号」、「業種」、「労働者数」、「家内労働委託業務」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」、「外国人労働者区分」、「企業名公表関係」、「事業の名称」、「事業場の名称」、「事業場の所在地」、「代表者職氏名」、「店社」、「労働組合」、「監督官氏名印」、「週所定労働時間」、「最も賃金の低い者の額」、「署長判決」、「副署長決裁」、「主任（課長）決裁」、「参考事項・意見」、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」、「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」、「確認までの間」、「備考1」、「備考2」、「面接者職氏名」及び「別添」等が記載されている。

(ア) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の（イ）以外の部分

文書2の①には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれている。当該情報は、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書きからハマまでのいずれにも該当しない。

次に、文書2の①の監督復命書の「完結区分」欄等には、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法78条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部

文書2の②の監督復命書の「署長判決」欄及び「参考事項・意見」欄の一部には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及

び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測し得るとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示すべきではない。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、法78条3号イに該当する。

また、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改

善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたこと
によって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象
を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほ
か、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になる
など、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労
働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防
に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性
格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪
の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法78条5号及び7号ハ
に該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程
に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律109号）2
20条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担
当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る
部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17
年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過
程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙
げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監
督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案
の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復
命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する
情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又
は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、
行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見
の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある
ことから、法78条6号に該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条3号イに該当するこ
とに加え、同条5号、6号及び7号ハに該当するため、不開示を維
持することが妥当である。

ウ 担当官が作成又は収集した文書（文書3）

文書3は、担当官が監督指導のために必要であるとして作成又は収
集した文書である。

文書3の②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審
査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が含まれてい
る。当該情報は、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書イから
ハまでのいずれにも該当しない。

また、文書3の②には労働基準監督官が行った監督指導の手法や詳細、事業場が監督署との信頼関係を前提として誠実に明らかにした事業場の実態に関する情報等が含まれている。労働基準監督官は、一般的に、労働基準関係法令違反が認められる場合にはその是正を勧告し、また、労働基準関係法令違反ではないが適切な労務管理等の観点から必要である場合には改善を指導することにより、その自主的な是正・改善を促している。労働基準監督官から指導を受けたか否かが開示され、受けている場合にその指導内容が公となれば、自主的な改善に取り組んでいる事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条3号イに該当する。

また、指導に関する情報が開示されることとなれば、行政機関の要請を受けて開示しないとの条件で任意に提供され、法人において通例として開示しないこととされている情報も併せて開示されることとなり、当該事業場を始めとして事業者と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官が行う調査について非協力的となり、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはこの結果として法違反の隠蔽を行うおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う検査、犯罪捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、これらの情報は、法78条3号ロ、5号及び7号ハに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

エ 特定事業場から労働基準監督署へ提出された文書（文書4）

文書4は、特定事業場から特定監督署に提出された文書である。

文書4の②には、審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法78条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、文書4の②には、当該事業場の労務管理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなる。事業場が監督署の指導に応じて何を提供したかという情報自体が、指導を受ける側としては秘匿されるべき重要な内部情報であるところ、仮に提出した事実について関係者以外に把握されていない情報が開示されることとなれば、当該事業場の

人材確保や危機管理の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法78条3号イに該当する。

さらに、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法78条3号ロに該当する。なお、監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものとは、その内容はもとより、何を提供したかという情報自体が、開示しないとの条件を付しているものである。

加えて、これらの情報は、仮に、行政機関が法に基づく開示請求を受けて、一方的に非公開とする約束を破って開示すれば、契約違反、信義則違反で損害賠償を請求され、又は、将来、労働基準監督官の要請に対して協力が得られず必要な情報が入手できなくなるおそれがあることに加え、労働基準監督官が申告内容に応じて行った調査の着眼点が明らかになることで労働基準監督機関が行う調査、刑事捜査から逃れることを容易にするおそれもあることから、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に悪影響を及ぼすおそれがあることから、法78条5号及び7号ハに該当する。

特に法78条5号該当性については、犯罪の予防等に関する情報は一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められることから、ここでいう行政機関の長の判断は、その判断の基礎とされた重要な事実と誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くか、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くことにより、同判断が社会通念上著しく妥当性を欠くことが明らかなものでない限り、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められないものと解すべきである（参考 最高裁判所昭和53年10月4日大法廷判決（民集32巻7号1223頁））。本件においても、労働基準関係機関における犯罪の予防活動を行うに当たり、資料の開示をおそれた法人等がその提出に応じなくなるおそれがあることから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとはいえない。

以上のことから、これらの情報は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当することから、不開示を維持することが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分において不開示とした部分のうち、別表の（注）2の（1）な

いし（３）については、法７８条各号に定める不開示情報に該当しないことから、新たに開示することとする。

（４）審査請求人の主張について

審査請求人は審査請求において「黒塗りでマスキングされたり全面不開示とされた開示文書の中にも事実でないことが事実として処理されている可能性がある」「私が申告した複数の法令違反に対して監督署はどのように処理され、事業所が事実に沿う是正報告をしたかを知る権利を有する」等主張している。

しかしながら、上記（２）で述べたとおり、本件開示請求に対しては、開示請求対象保有個人情報ごとに、法７８条各号に基づいて、開示・不開示を適切に判断しているものであることから、審査請求人の主張は本件対象保有個人情報の開示・不開示の結論に影響を及ぼすものではない。

４ 結論

以上のとおり、本件開示請求については、原処分において不開示とした部分のうち、上記３（３）に掲げる部分については、新たに開示し、その余の部分については、不開示情報の適用条項に法７８条６号を追加した上で、不開示を維持することが妥当である。

第４ 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和５年１月２４日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年２月８日 審議
- ④ 同年８月３０日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑤ 同年９月８日 審議

第５ 審査会の判断の理由

１ 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報の一部について、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条２号、３号イ及びロ、５号並びに７号ハに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、不開示部分の開示を求めている。

これに対して諮問庁は、諮問に当たり、原処分における不開示部分の一部を開示することとするが、その余の部分については、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法７８条２号、３号イ及びロ、５号、６号並びに７号ハに該当し、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、諮問庁が保有個人情報に該当しないとしている部分の保有個人情報該当性及び諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 保有個人情報該当性について

諮問庁は、別表の2欄の「該当部分」欄のうち、通番4及び通番6に掲げる部分について、審査請求人を識別することができる情報が含まれていないことから、審査請求人を本人とする保有個人情報には該当しない旨説明する。

当審査会において見分したところ、当該部分には、審査請求人の氏名その他の審査請求人を識別することができる情報が記載されているとは認められない。そこで、当該部分はその内容等に照らして審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するか否かについて検討する。

(1) 通番4 (①-1)

当該部分は、(i) 是正勧告書の「是正確認」欄の一部及び(ii) 担当官作成又は収集した文書の一部である。このうち、上記(i)は、是正確認のための確認方式欄及び押印欄から構成され、業務処理上必要な情報であり、また、上記(ii)は、特定事業場の審査請求人以外の職員に係るタイムカードを写した写真であって、別個の個人に関する情報であり、いずれも、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

(2) 通番4 (①-2)

当該部分は、担当官作成又は収集した文書であるが、原処分において開示されている審査請求人の申告内容等に関して、特定監督署Bが対応・処理を行うために、臨検の際に撮影又は入手した写真であると認められる。

当該部分には、審査請求人の申告内容に関連した事柄及び同人が当該監督署に確認を依頼した事柄に関するものが写されているものと認められ、他の情報と照合することにより、審査請求人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると認められる。

(3) 通番6

当該部分は、特定事業場から特定監督署Bへの提出文書の一部であり、同事業場の審査請求人以外の職員に係る給与、出退勤、年休等に関する情報が記載された文書であって、別個の個人に関する情報であり、審査請求人本人を識別することができることとなる情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1

当該部分は、申告処理台帳の「処理経過」欄の一部であるが、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分には、特定監督署Bの担当官と特定事業場側とのやり取りの内容等が記載されているが、架電の際に相手側が不在であった旨や、来署予定の日時等の記載にすぎず、若しくは、原処分において開示されている情報と同様の内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番2

当該部分は、監督復命書の「完結区分」欄及び「監督重点対象区分」欄であり、法78条2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分のうち、「完結区分」欄は、具体的な完結区分の選択肢についてのチェックがなされておらず、様式が表示されているにすぎない。また、「監督重点対象区分」欄は、空欄となっている。同欄は、監督種別が定期監督の場合に限り、労働基準監督機関で定めた監督重点対象が記載されるものであるが、原処分において、監督種別は申告監督であることが開示されているから、同欄が空欄であることは推認できるものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

ウ 通番3

当該部分は、監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず、国の機関における率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条3号イ、5号、6号及び7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番4

(ア) 当該部分は、上記2(2)において、当審査会が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断した部分の一部である。

諮問庁は、理由説明書(上記第3の3(1))において、「仮に文書3の①(略)が保有個人情報に該当すると判断された場合においても、下記(2)のイ及びエに記載のとおりであり、不開示情報に該当する。」としていることから、当該部分については、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハ該当性について判断することとする。

(イ) 当該部分は、特定監督署Bが臨検の際に撮影又は入手した写真の一部であると認められるが、下記カ(ウ)において開示すべきとしている令和3年特定日付けの特定事業場の時間外労働・休日労働に関する協定届(以下「36協定届」という。)及び就業規則と同じものであると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番5

当該部分は、是正勧告書(控)の「法条項等」欄及び「違反事項」欄並びに指導票(控)の「指導事項」欄の一部である。

当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分は、取消線が引かれた誤記部分であるにすぎず、若しくは原処分において開示されている情報から推認できる内容であるか、又は労働者の過半数を代表する者の要件として一般的に想定される内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記ア

と同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

カ 通番7

通番7は、特定事業場からの提出資料の一部である。

(ア) 通番7(1)

当該部分は、特定事業場の会社概要等である。

当該部分のうち、当該事業場の代表者の職氏名は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当するものと認められる。その余の部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分は、特定事業場のウェブサイトを印刷したものであり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(イ) 通番7(2)

当該部分は、審査請求人に係るタイムカード、賃金台帳、労働条件通知書及び給与明細書である。

このうち、労働条件通知書に記載された特定事業場の代表者の職氏名は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、審査請求人が知り得る情報であり、同号ただし書イに該当するものと認められる。その余の部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また、当該部分のうち、上記の職氏名を除く部分は、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(ウ) 通番7(3)

当該部分は、(i) 特定事業場の就業規則又はそれを写した写真、(ii) 特定監督署Bの受付印がある、令和3年特定日付けの36協定届及びこれを写した写真並びに令和4年特定日付けの36協定届であると認められる。

当該部分のうち、上記(ii)における労働者の過半数を代表する者及び使用者の各職氏名は、法78条2号本文前段に規定する開示

請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法78条2号ただし書該当性について検討すると、36協定は、労働基準法106条1項により事業場の労働者に対する周知義務があることから、当該職氏名は、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分のうち、上記の職氏名を除く部分は、特定事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(エ) 通番7(4)

当該部分は、特定事業場の代表者の名刺のうち、当該代表者の職氏名、特定事業場名、住所、電話番号、FAX番号、メールアドレス、URL、同事業場のロゴマークであり、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、同事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(オ) 通番7(5)

当該部分は、安全データシートである。

当該部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

また、安全データシートは、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法において、化学物質等を譲渡又は提供する際に、相手方への提供又は表示が義務付けられているものであり、これを開示しても、法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが、当該情報の性質等に照らして合理的である

とは認められず、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

したがって、当該部分は、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(カ) 通番7(6)

当該部分は、特定事業場が特定監督署Bに提出した、時間外労働・休日労働削減に係る是正報告書の「是正勧告を受けた事項(法条項)」欄、是正(改善)報告書の「違反の法条項指導事項」欄及び「是正(改善)内容」欄の記載若しくはその様式部分等である。

当該部分のうち、特定事業場の代表者の職氏名及び審査請求人以外の職員の氏名は、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するが、原処分において開示されている情報と同じ内容であるか、又は同事業場の職員であった審査請求人が知り得る情報であると認められ、同号ただし書イに該当すると認められる。その余の部分には、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されているとは認められない。

当該部分のうち、上記の職氏名を除く部分は、是正(改善)報告書の定められた様式であるにすぎず、若しくは、原処分において開示されている情報と同じ内容であるか、又はそれから推認できる内容であり、審査請求人が知り得る情報であると認められる。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当せず、また、上記アと同様の理由により、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の3欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハ該当性について

(ア) 通番1

当該部分は、申告処理台帳続紙の「処理経過」欄に記載された、特定事業場の関係者からの聴取内容、それを踏まえた特定監督署B監督官の調査方針、判断等の内容である。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場を始めとする関係者が、今後、労働基準監督機関に対して率直に説明、協力を行うことをちゅうちょし、又は申告処理に係る調査手法の一端が明らかとなって、当該機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とす

ることが妥当である。

(イ) 通番 2 (①-1) 及び通番 5 (②-1)

当該部分は、監督復命書の「面接者職氏名」欄並びに是正勧告書(控)、時間外・休日労働削減に係る是正勧告書(控)及び指導票(控)の各「受領年月日受領者職氏名」欄(日付部分を除く。)、若しくは是正勧告書(控)の「違反事項」欄に記載された特定事業場関係者の職氏名であり、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当するものと認められ、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(ウ) 通番 2 (①-2)

当該部分は、監督復命書の(i)「企業名公表関係」欄、(ii)「最も賃金の低い者の額」欄、(iii)「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄、(iv)「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄及び(v)「参考事項・意見」欄の全部又は一部である。

このうち、上記(iii)及び(v)には、審査請求人の申告事項及び確認依頼事項以外の指摘事項の関係法条項、上記(iv)には、特定監督署Bが設定した是正措置を取るべき期限、上記(i)には、企業名公表関係区分の該当の有無が記載され、上記(ii)も含めて、同監督署の担当官が臨検監督等を実施したことにより判明した内容、特定事業場への指導内容等の行政措置に係る情報が記載されており、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(エ) 通番 4 (①-2)

a 当該部分は、上記2(2)において、当審査会が審査請求人を本人とする保有個人情報に該当すると判断した部分であり、上記(1)エ(ア)で述べたとおり、法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハ該当性について判断することとする。

b 当該部分は、特定監督署Bが臨検の際に撮影又は入手した写真の一部であると認められるが、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法

78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(オ) 通番5 (②-2)

当該部分は、是正勧告書(控)、指導票(控)及び時間外労働・休日労働削減に係る是正勧告書(控)の各記載の一部であるが、審査請求人の申告事項及び確認依頼事項以外の指摘事項の内容及び関係法条項、特定監督署Bが設定した是正措置を取るべき期限であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(カ) 通番5 (②-3)

当該部分は、特定監督署Bが修正を指示した完成途上の特定事業場の特定の届出書及び特定事業場以外の法人に係る資料であり、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって、当該部分は、上記(ア)と同様の理由により、法78条7号ハに該当し、同条2号、3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(キ) 通番7

通番7は、特定事業場からの提出資料の一部である。

a 通番7 (②-1)

当該部分は、特定事業場関係者の名刺及び是正(改善)報告書に記載されたその職氏名であり、法78条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書イないしハのいずれにも該当する事情は認められない。また、当該部分は、個人識別部分であり、法79条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法78条2号に該当し、同条3号イ及びロ、5号並びに7号ハについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

b 通番7 (②-2)

当該部分は、是正(改善)報告書等に押印された特定事業場の印影である。当該印影は、書類の真正を示す認証的な機能を有する性質のものとして、これにふさわしい形状のものであると認められる。

当該部分は、これを開示すると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条3号イに該当し、同条2号、

3号ロ，5号及び7号ハについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

c 通番7(②-3)

当該部分は，特定事業場における確定前の内容の文書，職員の管理関係の文書，取引関係の書類等であり，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

したがって，当該部分は，上記(ア)と同様の理由により，法78条7号ハに該当し，同条2号，3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である

d 通番7(②-4)

当該部分は，審査請求人以外の職員に係るタイムカードである。諮問庁は当該部分を，審査請求人を本人とする保有個人情報とした上で，法78条2号，3号イ及びロ，5号並びに7号ハに該当し，不開示とすることが妥当であるとしているが，当該部分は，審査請求人以外の別個の個人に関する情報であり，法76条1項に規定する審査請求人を本人とする保有個人情報に該当するとは認められない。

したがって，当該部分を不開示としたことは，結論において妥当である。

e 通番7(②-5)

当該部分は，時間外・休日労働削減に係る是正報告書の前書き部分，「是正内容」及び「是正年月日」の各欄の全部，是正(改善)報告書の「違反の法条項指導事項」及び「是正(改善)内容」欄の各一部並びに「是正完了年月日」欄の全部であり，特定事業場が特定監督署Bに報告した是正内容，是正年月日等が記載されており，特定事業場の内部管理情報であって，審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

当該部分は，これを開示すると，当該事業場の権利，競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって，当該部分は，法78条3号イに該当し，同条2号，3号ロ，5号及び7号ハについて判断するまでもなく，不開示とすることが妥当である。

イ 法78条3号イ，5号，6号及び7号ハ該当性について

通番3は，監督復命書の「署長判決」欄(日付部分を除く。)及びこれに関連する「参考事項・意見」欄の記載である。

当該部分は，特定監督署Bにおける監督指導に係る監督官の対応方針であり，これを開示すると，監督指導に係る手法・内容等が明らかとなり，労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し，正確な事

実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法78条7号ハに該当し、同条3号イ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

- (1) 審査請求人は、審査請求書（上記第2の2（6））において、不開示部分については、法78条2号ただし書ロ及び3号に規定する「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」に該当する旨を主張する。

これは、特定事業場の法令違反が放置され、安全が確保されない環境で業務に従事した結果、傷病を負うことになった等の審査請求書の記載等が背景となった主張であると推認されるが、開示することが必要であるとする具体的な理由を示しているとは必ずしもいえず、上記3（2）において、当審査会が法78条2号又は3号イに該当するとして不開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することによる利益が、これを開示しないことにより保護される利益を上回るとは認められないことから、審査請求人の当該主張を採用することはできない。

- (2) 審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、その一部を審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は法78条2号、3号イ及びロ、5号並びに7号ハに該当するとして不開示とした決定については、諮問庁が、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハに該当するとしてなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、審査請求人を本人とする保有個人情報に該当しない、又は同条2号、3号イ及び7号ハに該当すると認められるので、同条3号ロ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号ハのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

（第3部会）

委員 長屋 聡，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名及び頁		2 諮問庁が不開示を維持している部分		3 2 欄のうち開示すべき部分	
		該当部分	法 7 8 通 条 各 号 番 該 当 性		
1	申告 処理 台帳 1, 2, 9 ないし 39	① 1 頁「所在地」欄の手書き文字部分, 10 頁「処理経過」欄 10 行目ないし 18 行 目, 21 行目 14 文字 目, 15 文字目, 23 文字目ないし 25 行 目, 29 行目 14 文字 目, 15 文字目, 30 行目ないし 32 行目, 11 頁「処理経過」欄 1 行目 14 文字目, 1 5 文字目, 2 行目, 5 行目 14 文字目, 15 文字目, 18 文字目な いし 30 文字目, 9 行 目 14 文字目, 15 文 字目, 10 行目ないし 15 行目, 12 頁「処理経過」欄 13 行目 14 文字目, 15 文字目, 14 行 目, 17 行目 14 文字 目, 15 文字目, 18 行目, 21 行目 7 文字 目ないし 12 文字目, 17 文字目ないし最終 文字, 26 行目ないし 31 行目, 13 頁「処理経過」欄 1 行目 7 文字目ないし 12 文字目, 2 行目, 3 行目, 14 頁「処理経過」欄 1 行目 7 文字目ないし 12 文字目, 2 行目, 5 行目 7 文字目ないし 12 文字目, 6 行目,	2 号, 3 号イ 及び ロ, 5 号, 7 号ハ	1	10 頁「処理経過」欄 11 行目, 12 行目 1 文字目ないし 11 文字 目, 13 行目, 15 行 目, 16 行目, 12 頁「処理経過」欄 14 行目, 18 行目, 14 頁「処理経過」欄 2 行目, 7 行目, 16 頁「処理経過」欄 14 行目, 30 行目, 19 頁「処理経過」欄 26 行目, 30 行目, 20 頁「処理経過」欄 2 行目, 6 行目, 22 頁「処理経過」欄 6 行目, 25 頁「処理経過」欄 5 行目 17 文字目ない し最終文字, 6 行目, 27 頁「処理経過」欄 14 行目, 19 行目, 36 頁「処理経過」欄 10 行目, 11 行目 1 文字目ないし 6 文字 目, 14 文字目ないし 13 行目 4 文字目

		<p>7行目18文字目ないし22文字目, 9行目7文字目ないし12文字目, 10行目ないし12行目, 13行目7文字目ないし12文字目, 19行目5文字目ないし12文字目,</p> <p>15頁「処理経過」欄1行目ないし3行目,</p> <p>16頁「処理経過」欄1行目, 5行目7文字目ないし12文字目, 6行目, 13行目7文字目ないし12文字目, 14行目, 17行目7文字目ないし10文字目, 18行目, 19行目, 21行目, 25行目ないし27行目, 29行目7文字目ないし12文字目, 30行目,</p> <p>17頁「処理経過」欄1行目7文字目ないし12文字目, 2行目ないし4行目, 5行目7文字目ないし12文字目, 6行目ないし9行目, 13行目, 17行目7文字目ないし12文字目, 18行目,</p> <p>18頁「処理経過」欄5行目, 13行目, 17行目7文字目ないし9文字目, 18行目ないし22行目, 25行目,</p> <p>19頁「処理経過」欄13行目, 17行目, 21行目, 25行目7文字目ないし9文字目, 26行目, 29行目7文字目ないし11</p>		
--	--	--	--	--

		<p>文字目， 3 0 行目， 2 0 頁「処理経過」欄 1 行目 7 文字目ないし 9 文字目， 2 行目， 5 行目 7 文字目ないし 9 文字目， 6 行目 3 2 文 字目， 3 3 文字目， 2 1 頁「処理経過」欄 9 行目 7 文字目ないし 9 文字目， 1 0 行目 1 文字目ないし 3 6 文字 目， 1 5 行目， 2 9 行 目 7 文字目ないし 9 文 字目， 3 0 行目， 2 2 頁「処理経過」欄 5 行目 7 文字目ないし 9 文字目， 6 行目， 2 3 頁「処理経過」欄 1 行目 7 文字目ないし 9 文字目， 5 行目 9 文 字目ないし 6 行目 4 文 字目， 1 3 文字目ない し 2 8 文字目， 7 行目 ないし 9 行目， 1 3 行 目， 2 5 行目 7 文字目 ないし 9 文字目， 2 7 行目ないし 3 0 行目 8 文字目， 3 1 行目 3 0 文字目ないし 3 2 行 目， 「備考」欄の手書 き文字部分， 2 4 頁「処理経過」欄 8 行目ないし 1 0 行 目， 1 2 行目， 2 5 頁「処理経過」欄 5 行目 7 文字目ないし 1 1 文字目， 1 7 文字 目ないし 6 行目， 1 7 行目 7 文字目ないし 9 文字目， 1 8 行目， 1 9 行目， 2 6 頁「処理経過」欄 2 行目ないし 1 0 行 目， 1 1 行目 7 文字目</p>		
--	--	--	--	--

		<p>ないし12行目6文字目，8文字目ないし13行目2文字目，14行目ないし27行目6文字目，</p> <p>27頁「処理経過」欄13行目7文字目ないし12文字目，14行目，17行目7文字目ないし12文字目，19行目23文字目ないし25文字目，</p> <p>29頁「処理経過」欄1行目ないし4行目，5行目7文字目ないし13文字目，6行目ないし9行目，13行目ないし18行目，21行目1文字目ないし6文字目，22行目33文字目ないし23行目，26行目，27行目，32行目，</p> <p>30頁「処理経過」1行目16文字目ないし2行目16文字目，3行目1文字目ないし36文字目，4行目30文字目ないし5行目，10行目ないし16行目，</p> <p>31頁「処理経過」欄1行目，9行目1文字目ないし6文字目，</p> <p>32頁「処理経過」欄1文字目ないし6文字目，2行目，3行目，5行目1文字目ないし6文字目，6行目6文字目ないし14文字目，7行目1文字目ないし6文字目，8行目ないし16行目，17行目9文字目ないし1</p>		
--	--	--	--	--

		<p>8 行目 1 8 文字目, 1 9 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 1 0 文字目 ないし 1 2 文字目, 2 0 行目, 2 1 行目, 2 3 行目 1 6 文字目ない し 2 4 行目, 2 5 行目 3 3 文字目ないし 3 5 文字目, 2 7 行目 1 4 文字目ないし 2 5 文字 目, 3 0 行目, 3 1 行 目, 3 2 行目 4 文字目 ないし 9 文字目, 3 3 頁「処理経過」欄 1 行目 6 文字目ないし 1 1 文字目, 2 行目 4 文字目, 5 文字目, 3 行目 1 7 文字目ないし 4 行目 1 5 文字目, 5 行目 2 0 文字目ないし 2 6 文字目, 3 3 文字 目ないし 6 行目 1 6 文 字目, 7 行目 1 0 文字 目ないし 1 5 文字目, 3 6 頁「処理経過」欄 9 行目 1 6 文字目ない し 1 9 文字目, 1 0 行 目ないし 1 3 行目 1 1 文字目, 1 4 行目, 1 5 行目, 1 8 行目 2 0 文字目ないし 2 2 文字 目, 2 0 行目ないし 2 2 行目, 2 5 行目 7 文 字目ないし 1 1 文字 目, 2 6 行目, 2 7 行 目, 3 7 頁「処理経過」欄 1 行目 7 文字目ないし 9 文字目, 2 行目 9 文 字目ないし 1 1 文字 目, 1 7 文字目ないし 9 行目, 2 1 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字 目, 2 9 行目 7 文字目</p>		
--	--	--	--	--

			ないし12文字目, 30行目ないし32行目, 38頁「処理経過」欄 1行目ないし2行目8文字目, 15文字目ないし20文字目, 5行目, 6行目, 9行目, 13行目7文字目ないし12文字目, 14行目ないし16行目, 17行目10文字目ないし13文字目, 21行目11文字目ないし16文字目, 22行目15文字目ないし24行目16文字目		
2	監督 復命 書	40, 41, 44 ないし46	①-1 40頁及び44頁の「面接者職氏名」欄 ①-2 40頁「完結区分」欄, 「監督重点対象区分」欄, 「企業名公表関係」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄1枠目, 3枠目, 「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄, 41頁「参考事項・意見」欄2行目ないし3行目, 8行目, 9行目16文字目ないし10行目16文字目, 44頁「完結区分」欄, 「監督重点対象区分」欄, 「企業名公表関係」欄, 「最も賃金の低い者の額」欄, 「違反法条項・指導事項・違反態様等」欄4枠目2行目のかつこ書	2号, 23号イ及びロ, 5号, 7号ハ	2 40頁「完結区分」欄, 「監督重点対象区分」欄, 44頁「完結区分」欄, 「監督重点対象区分」欄

		き部分, 「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄, 45頁「是正期日・改善期日(命令の期日を含む)」欄1枠目, 46頁「参考事項・意見」欄3行目ないし4行目				
		②40頁「署長判決」欄, 41頁「参考事項・意見」欄11行目, 44頁「署長判決」欄, 46頁「参考事項・意見」欄5行目	3号イ, 5号, 6号, 7号ハ	3	40頁「署長判決」欄の日付部分, 44頁「署長判決」欄の日付部分	
3	担当官が作成又は収集した文書	3, 42, 43, 47ないし60, 101, 103, 106, 121, 125, 130, 139, 151, 159, 161, 182, 189, 191, 193, 196ないし199	①-1 42頁, 56頁及び57頁の各「是正確認」欄(表頭部分を除く。), 52頁(右側の写真) ①-2 47頁ないし52頁(①-1を除く。)	保有個人情報非該当 2号, 3号イ及びロ, 5号, 7号ハ	4	— 51頁左上, 右上の各写真
		②-1 42頁, 43頁及び56頁ないし58頁の「受領年月日受領者職氏名」欄(日付部分を除く。) ②-2 42頁「法条項等」欄1行目ないし10行目, 「違反事項」欄1行目ないし10行目(3行目を除く。), 17行目, 18行目, 「是正期日」欄1行目, 4行目, 8行目, 11行目, 14行目, 43頁11行目14文	2号, 3号イ及びロ, 5号, 7号ハ	5	42頁「法条項等」欄8行目ないし10行目, 「違反事項」欄8行目ないし10行目, 43頁「指導事項」欄3行目, 5行目, 58頁「指導事項」欄1行目46文字目ないし2行目6文字目	

			<p>字目ないし18文字目、「指導事項」欄3行目, 5行目, 11行目2文字目ないし12行目, 13行目16文字目ないし14行目15文字目, 15行目2文字目ないし16行目,</p> <p>56頁「違反事項」欄4行目4文字目ないし7文字目, 13行目12文字目ないし14行目13文字目, 「是正期日」欄1行目, 4行目, 9行目, 12行目, 15行目,</p> <p>57頁8行目32文字目ないし37文字目, 「是正期日」欄1行目,</p> <p>58頁11行目14文字目ないし19文字目, 「指導事項」欄1行目46文字目ないし2行目6文字目,</p> <p>②-3 53頁ないし55頁, 196頁ないし199頁</p>			
4	<p>特定事業場から特定労働基準監督署に提出された文書</p> <p>61ないし195 (ただし, 101, 103, 106, 121, 125, 130, 139, 151, 159, 161, 182, 18</p>	<p>①68頁ないし71頁, 74頁ないし77頁, 80頁ないし83頁, 86頁ないし89頁, 92頁ないし97頁, 108頁, 110頁, 113頁ないし114頁, 117頁ないし118頁, 122頁ないし123頁, 127頁ないし128頁, 133頁ないし136頁, 141頁ないし144頁, 148頁ないし149頁, 153</p>	<p>保有個人情報非該当</p>	6	—	

	9, 19 1, 19 3頁を除く。)	<p>頁, 156頁ないし157頁</p> <p>②-1 61頁, 105頁7行目1文字目ないし7文字目, 140頁7行目1文字目ないし7文字目, 190頁「使用者職氏名」欄の2行目, 194頁7行目1文字目ないし4文字目</p> <p>②-2 104頁及び162頁の事業場の印影部分</p> <p>②-3 62頁ないし67頁, 72頁, 73頁, 78頁, 79頁, 84頁, 85頁, 90頁, 91頁, 98頁ないし100頁, 102頁, 107頁, 109頁, 111頁, 112頁, 115頁, 116頁, 119頁, 120頁, 124頁, 126頁, 129頁, 137頁, 138頁, 145頁ないし147頁, 150頁, 154頁, 155頁, 158頁, 160頁, 163頁ないし181頁, 183頁ないし188頁, 192頁, 195頁</p> <p>②-4 131頁, 132頁</p> <p>②-5 104頁9行目14文字目ないし最終文字, 10行目カッコ内記載部分, 11行目1文字目ないし9文字目, 「是正勧告を受けた事項(法条項)」欄, 「是正内容」欄,</p>	2号, 7 3号イ 及び ロ, 5 号, 7 号ハ	<p>(1) 62頁ないし66頁</p> <p>(2) 78頁, 79頁, 84頁, 85頁, 90頁, 91頁, 98頁ないし100頁, 131頁(審査請求人に係るタイムカードに限る。), 132頁(審査請求人に係るタイムカードに限る。), 137頁, 138頁(右から3列目を除く。), 145頁, 146頁, 154頁</p> <p>(3) 111頁の下の写真, 112頁, 126頁, 155頁, 195頁</p> <p>(4) 160頁(手書き部分を除く。)</p> <p>(5) 167頁ないし181頁(各頁の上部2行を除く。), 184頁ないし188頁(各頁の上部3行を除く。)</p> <p>(6) 104頁「是正勧告を受けた事項(法条項)」欄, 105頁「違反の法条項指導事項」欄, 「是正(改善)内容」欄(1行目ないし3行目に限る。), 140頁「違反の法条項指導事項」欄, 152頁「是正(改善内容)欄9行目13文字目ないし最終文字, 162頁(「違反の法条項指導事項」欄1行</p>
--	---------------------------	--	--	---

		<p>「是正年月日」欄， 105頁「違反の法条項指導事項」欄1行目，4行目，5行目，7行目ないし11行目，「是正（改善）内容」欄1行目ないし15行目，「是正完了年月日」欄1行目，4行目，7行目，9行目，11行目， 140頁「違反の法条項指導事項」欄1行目，7行目，「是正（改善）内容」欄1行目，2行目，7行目ないし9行目，「是正完了年月日」欄1行目，3行目，7行目 152頁「是正（改善）内容」欄9行目13文字目ないし18文字目，10行目7文字目ないし12行目3文字目，「是正完了年月日」欄1行目，3行目，7行目，8行目， 162頁（事業場の印影部分を除く。） 190頁（頁の上部1行目，「違反の法条項指導事項」，「是正（改善）内容」及び「是正完了年月日」の各欄の記載部分）， 194頁「是正完了年月日」欄1行目</p>		<p>目，2行目，4行目及び5行目並びに「是正（改善）内容」欄及び「是正完了年月日」欄の各記載，事業場の印影を除く。） 190頁（「違反の法条項指導事項」欄及び「是正（改善）内容」欄の記載部分に限る。）</p>
--	--	--	--	--

(注) 1 2欄の記載については，当審査会事務局において整理した。

2 原処分において不開示とされた部分のうち，諮問庁が新たに開示するとしている下記（1）ないし（3）の部分及び原処分において全部開示された下記（4）の文書を含まない。

（1）文書1のうち，文書1①以外

（2）文書2のうち，文書2①及び②以外

- (3) 文書 3 のうち，文書 3 ①及び②以外
- (4) 文書 5 「請求人から特定労働基準監督署に提出された文書」